○国土交通省告示第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月四日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5076号	救命浮環	F－470型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第5077号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	DF－2102型	〃	〃

○海上保安庁告示第一号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年十二月十七日から適用する。

平成二十四年一月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二奄美海上保安部の項、鹿児島海上保安部の項及び串木野海上保安部の項中「西之表港南防波堤灯台」を「西之表港洲之崎防波堤灯台」に改める。

○防衛省告示第一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十四年一月九日及び同月十日（予備、同月十一日）の毎日〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十四年一月十五日（予備、同月十六日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二六度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十四年一月十五日（予備、同月十六日）〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十四年一月十五日（予備、同月十六日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月四日

中部地方整備局長　足立　敏之

別表三項中「ロ　中濃支社　岐阜県美濃加茂市　太田町三千二百五十九番地二」を「ロ　中濃支社　岐阜県美濃加茂市　西町七丁目十八番地」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

○中部地方整備局告示第二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年一月四日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ぎふ建築住宅センター